

令和3年1月29日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
森田 健作
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

一都三県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下に入り3週間が経過し、宣言の期限も間近に迫っている。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大を何としても食い止めるため、一都三県は連携して、人流の抑制をはじめとする各種対策を講じてきた。

現在、新規感染報告者数と検査陽性率は減少傾向にあるものの、感染状況は依然として高い水準にあり、医療提供体制についても、重症者用病床を含め、逼迫した状況が続いている。また、変異株の市中感染が確認されるなど、新たに警戒すべき事態も生じている。

こうした中、改正後の特別措置法や感染症法の円滑な運用や、ワクチン接種の迅速な体制整備など、国と一都三県が実効性のある対策を的確に講じていかなければ、医療提供体制の崩壊や社会経済活動の停滞は避けられず、都民・県民、国民の「命と生活」に深刻な影響を及ぼすこととなる。

そこで、この事態を長期化させないためにも、以下の事項について特段の措置を早急に講じられるよう、要望する。

要 望

1. 特別措置法の改正について

(1) 改正特別措置法の施行に伴う混乱を避け、都道府県が速やかに執行できるよう、特に、以下の点を盛り込んだ指針、ガイドライン等を法案成立後直ちに示すこと。

- ① 改正後における法第 45 条に基づく要請を実施するにあたって、改めて法第 24 条第 9 項に基づく要請を実施する必要があるかについて
- ② 立入検査等及び罰則に係る規定の適用を見据えた、改正後における法第 45 条に基づく要請又は命令の相手方となる「施設管理者等」の特定方法について
- ③ 改正後における法第 31 条の 6 若しくは法第 45 条に基づく要請又は命令に際しての専門家の意見聴取の実施時期及び内容等について
- ④ 改正後における法第 31 条の 6 又は法第 45 条に基づく命令の要件である「正当な理由がない」とき及び「特に必要がある」ときの具体的なケース及び考え方について
- ⑤ 改正後における法第 79 条、80 条及び 81 条の過料を処すときの考え方や具体的な手続きの方法について
- ⑥ 店舗数が膨大で、営業実態の完全な把握が難しい飲食業などに対して、法第 45 条の命令や公表を行う際の調査などの具体的な手順や手法について

(2) 改正後における法第 31 条の 4 に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき期間及び区域の公示等をする場合は、あらかじめ都道府県との協議・調整を行うこと。

2. 感染症法の改正について

(1) 積極的疫学調査や入院勧告・措置を拒んだ場合の罰則適用、医療関係者や試験研究機関へのまん延防止措置等の協力要請など、法改正により新たに都道府県等が実施することとなる業務に係る具体的な適用基準や手続き等について、早期に情報提供を行うこと。政省令を含めた諸規定の整備等にあたっては、同法の基本理念に基づき、これまでどおり、患者等の人権の保護にも十分に配慮すること。

(2) 法改正により、宿泊療養施設や自宅での療養が規定されることとなるが、感染拡大防止という法目的に鑑み、入院の場合と同等の勧告・措置権限を付与するとともに、実効的な措置を行えるよう見直すこと。

3. 財政上の措置について

(1) 特別措置法の改正により、国及び地方自治体には、事業者等を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる責務が明示されたが、国と地方自治体の役割分担は不明瞭であるため、役割を明確にすること。そのうえで、地方自治体が効果的な対策を実施できるよう、必要な財政上の措置を講ずること。

4. 協力金について

(1) 改正特別措置法では、国及び地方自治体が事業者を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる責務が明示されたが、協力金については、大企業を支給対象とすることや、店舗ごとに支給することなど、国の方針が事前に明確化されていない。さらに、売上高や事業規模に応じた支給を求める事業者の声も存在する。自治体間で協力金の制度が異なれば、事業者の混乱を招き、立地場所等による不公平感が生じかねない。そのため、協力金の仕組みについては、国と地方自治体の役割分担を明確化するとともに、自治体間で異なる制度とならないよう、国の責任で制度を構築すること。

(2) 改正特別措置法では、国が地方自治体の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる責務が明示されたが、協力金については地方負担が大きく、地方創生臨時交付金で賄いきれなくなっているため、全額国費負担とすること。

また、現在国から示されている感染拡大防止協力金の地方負担分（2割）についても、全額国費負担とすること。

5. 中小事業者に対する支援について

(1) 国においては、売上が減少した中小事業者に対する一時金を検討しているが、本年1月または2月の売上高が対前年比で50%以上の減少

を要件としているなど支給条件が厳しく、支給の対象となる事業者の範囲も現在のところ明確になっていない。さらには、支給金額も十分なものとは言えない。このため、支給要件については、売上高50%以上の減少という基準を緩和するとともに、その比較対象も令和元年12月以前の月の売上も可能とすること。さらに、支給対象となる事業者の範囲を明確にするとともに、支給額を拡充すること。

6. 雇用の維持に向けた支援について

- (1) 休業中に賃金（休業手当）を受けることが出来なかった方が受給することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、十分に活用されていない実態がある。このため、改めて制度の周知を徹底するとともに、対象期間や申請期限の延長を行うこと。併せて、「雇用調整助成金」の特例措置については、経済・雇用情勢を踏まえ柔軟な対応を図ること。

7. 地方創生臨時交付金・緊急包括支援交付金について

- (1) 国の第三次補正予算に計上された地方創生臨時交付金の配分に当たっては、自治体の財政力による補正を行うことなく、直近の感染者数や医療需要など感染状況の実態や支給対象事業者数などを的確に反映したうえで、全ての地方自治体が必要とする額を確保すること。
- (2) 地方創生臨時交付金については、自治体の資金繰りに支障を生じないよう、速やかに交付すること。

- (3) 医療提供体制の確保に向け、病院に対する経営支援や医療従事者への特殊勤務手当をはじめ、実態やニーズに合わせて、緊急包括支援交付金の対象拡大を図ること。

8. 新型コロナウイルスワクチンの接種について

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種に当たり、各自治体での負担が生じないように、国の責任において十分な財政措置を行うこと。

9. テレワークの推進について

- (1) 「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークに積極的に取り組む事業者をウェブサイト等でPRするなど、インセンティブを付与すること。
- (2) サテライトオフィス整備など、テレワーク環境の整備に係る自治体への財政支援の強化を図ること。

10. 緊急事態宣言について

- (1) 緊急事態宣言の延長の有無の判断を早期に行うとともに、延長する場合には、現下の感染状況や人流の動向等を踏まえ、専門的知見に基づき、必要となる措置を基本的対処方針などで明確に示すこと。
- (2) 緊急事態宣言の期間の延長や措置内容の変更等に伴い基本的対処方針を改定する場合には、事前に緊急事態宣言が発出されている1都3県との協議・調整を十分に行うとともに、混乱を避けるために一定の周知期

間を設けること。

- (3) 緊急事態宣言延長に伴う協力金等に必要な財源については、都道府県は直ちに補正予算等の対応が必要になることから、「協力要請推進枠」及び地方負担分に係る国庫による確実な措置を、早急に打ち出すこと。
- (4) 緊急事態宣言延長後の宣言解除を見据え、宣言発出中から、外食時においては「飲食しながら会話しないこと（黙食）」「ひとりで食事をすること（個食）」「静かに食材の味を楽しみ礼儀良く美味しく食べること（静美食）」「会話をする場合は必ずマスクを着用すること（マスク会食）」、事業者においてはアクリル板の設置などの基本的感染防止対策の徹底、定着が図られるよう、普及啓発や支援策の充実を図ること。